

名古屋高等裁判所裁判官会議議事録

第1 開催日時 令和8年6月26日（金）午後3時30分

第2 開催場所等 名古屋高等裁判所大会議室

参集又はウェブ会議の方法による。

第3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

第4 議事の経過及び結果

1 付議事項

- (1) 名古屋高等裁判所常置委員会規程（平成4年名古屋高等裁判所規程第5号）の一部改正について

別添の裁判官会議資料第1の1に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

- (2) 名古屋高等裁判所判例委員会規程（昭和22年12月2日制定）の廃止について

別添の裁判官会議資料第1の2に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

- (3) 名古屋高等・地方・家庭裁判所広報委員会規程（平成17年名古屋高等裁判所規程第1号）の廃止について

別添の裁判官会議資料第1の3に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

- (4) 令和8年度における裁判官の配置等の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第1の4に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

2 承認を求める事項

- (1) 裁判官の配置の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の1に記載のとおり、出席者全員異議なく承認

した。

(2) 裁判事務の分配の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の2に記載のとおり、出席者全員異議なく承認した。

(3) 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の3に記載のとおり、出席者全員異議なく承認した。

3 報告事項

次の事項について、報告を受けた。

(1) 事件の回付について

別添の裁判官会議資料第3の1に記載のとおり

(2) 裁判官の職務代行について

別添の裁判官会議資料第3の2に記載のとおり

(3) 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

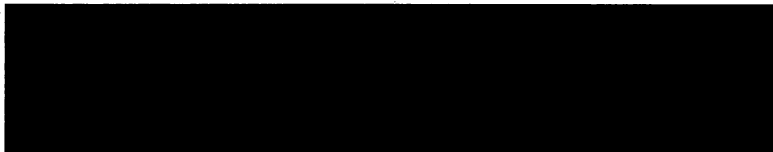
別添の裁判官会議資料第3の3に記載のとおり

(4) 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

別添の裁判官会議資料第3の4に記載のとおり

(5) 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について

別添の裁判官会議資料第3の5に記載のとおり



令和8年7月7日

議事録作成者

裁判所事務官



議 長

高等裁判所長官



令和8年6月26日（金）開催

裁判官会議資料

名古屋高等裁判所

第1 付議事項

- 1 名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部改正について 1
- 2 名古屋高等裁判所判例委員会規程の廃止について 1
- 3 名古屋高等・地方・家庭裁判所広報委員会規程の廃止について 1
- 4 令和8年度における裁判官の配置等の定めの一部変更について 1

第2 承認を求める事項

- 1 裁判官の配置の定めの一部変更について 1
- 2 裁判事務の分配の定めの一部変更について 6
- 3 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について 8

第3 報告事項

- 1 事件の回付について 8
- 2 裁判官の職務代行について 8
- 3 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について 8
- 4 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について 8
- 5 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について 8



第1 付議事項

- 1 名古屋高等裁判所常置委員会規程（平成4年名古屋高等裁判所規程第5号）の一部改正について
別紙第1のとおり改正する。
- 2 名古屋高等裁判所判例委員会規程（昭和22年12月2日制定）の廃止について
別紙第2のとおり廃止する。
- 3 名古屋高等・地方・家庭裁判所広報委員会規程（平成17年名古屋高等裁判所規程第1号）の廃止について
別紙第3のとおり廃止する。
- 4 令和8年度における裁判官の配置等の定めの一部変更について
別紙第4の第2の2（1）サの次にシを加えるとともに、その余の記載を別紙第4のとおり改める。

第2 承認を求める事項

- 1 裁判官の配置の定めの一部変更について
（1）令和8年2月2日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧							新						
1 本庁							1 本庁						
刑事第1部							刑事第1部						
裁判長	判 判 判	事 事 事	山 大 石 松	田 村 井 田	耕 泰 克	司 平 寛 之	裁判長	判 判 判	事 事 事	佐々木 大 石 松	一 村 井 田	夫 泰 克	平 寛 之
特別部							特別部						
裁判長	長 判 判 判 判 判	官 事 事 事 事 事	渡 片 松 吉 山 山 細 市	部 田 田 田 本 野 原	勇 信 俊 尚 耕 万 高 志	次 宏 哉 弘 司 子 広 都	裁判長	長 判 判 判	官 事 事 事	渡 片 松 吉	部 田 田 田	勇 信 俊 尚	次 宏 哉 弘
								判 判 判	事 事 事	佐々木 山 細 市	一 本 野 原	夫 万 起 子 広 都	

(2) 令和8年3月18日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧	新
1 本庁 刑事第2部 裁判長 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 特別部 裁判長 長 判 判 判 判 判	1 本庁 刑事第2部 裁判長 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 特別部 裁判長 長 判 判 判 判 判
松野山 田村田 俊高 哉広 順 充子 渡片松吉 部田田 勇信 次宏 佐々木本 尚一 哉弘 夫 山細 野原 高志 起子 広 市 都	中細野山 山 大 行 野山 村田 高 広 順 充子 渡片 部田 勇信 次宏 吉中 田 尚 弘 中佐々木 大 行 山細 本 一 夫 市 野原 高志 起子 広 都

(3) 令和8年3月22日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧	新
1 本庁 民事第4部 裁判長 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判	1 本庁 民事第4部 裁判長 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判
原金松宮 谷井崎 克和 也彦 文 洋康	原 松宮 井崎 克 也 文 洋康

(4) 令和8年3月25日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
1 本庁 特別部 裁判長 長 判 判 判 判 判 官 事 事 事 事 事 渡 片 吉 中 佐 々 山 細 市 部 田 山 木 本 野 原 勇 信 尚 大 一 万 起 高 志 次 宏 弘 行 夫 子 広 都	1 本庁 特別部 裁判長 判 判 判 判 判 事 事 事 事 事 事 片 吉 中 佐 々 山 細 市 田 田 山 木 本 野 原 信 尚 大 一 万 起 高 志 宏 弘 行 夫 子 広 都

(5) 令和8年3月27日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
1 本庁 特別部 裁判長 判 判 判 判 判 事 事 事 事 事 事 片 吉 中 佐 々 山 細 市 田 田 山 木 本 野 原 信 尚 大 一 万 起 高 志 宏 弘 行 夫 子 広 都	1 本庁 特別部 裁判長 長 判 判 判 判 判 官 事 事 事 事 事 事 手 片 吉 中 佐 々 山 細 市 嶋 田 田 山 木 本 野 原 あ 信 尚 大 一 万 起 高 志 さ 宏 弘 行 夫 子 広 都 み

〔第1 裁判官の配置〕

- 4 -

[illegible]

2 裁判事務の分配の定めの一部変更について

(1) 令和8年4月1日から、次のとおり変更した。

〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
2 本庁 (1) 民事及び行政に関する事件の分配 エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。 (ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。） (イ) 遺産分割抗告事件 (ウ) 行政抗告事件 (エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件	2 本庁 (1) 民事及び行政に関する事件の分配 エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。 (ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）及び親権行使者の指定審判事件のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものに対するもの（以下「親権行使者の指定抗告事件（要緊急処理）」という。）を除く。） (イ) 遺産分割抗告事件 (ウ) 親権行使者の指定抗告事件（要緊急処理） (エ) 行政抗告事件 (オ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

(2) 令和8年5月21日から、次のとおり変更した。

〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
2 本庁 (1) 民事及び行政に関する事件の分配 イ 控訴事件は、 (ア) 一般民事控訴事件 (イ) 労働関係民事控訴事件 (ウ) 行政控訴事件 の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。 ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。	2 本庁 (1) 民事及び行政に関する事件の分配 イ 控訴事件は、 (ア) 一般民事控訴事件 (イ) 労働関係民事控訴事件 (ウ) 行政控訴事件 の各種別ごとに、第一審事件裁判書頁数が40頁未満のもの、40頁以上80頁未満のもの、80頁以上200頁未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。200頁以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法が適用されない事件の場合は、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配し、40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。なお、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。 ク 差戻事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法が適用されない事件の場合は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。なお、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

3 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

(1) 令和8年3月18日から、次のとおり変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
1 長官に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 片 田 信 宏 第2順位 判 事 松 田 俊 哉	1 長官に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 片 田 信 宏 第2順位 <u>判 事 中 山 大 行</u>

(2) 令和8年4月1日から、次のとおり変更した。

〔第5 司法行政事務の代理順序〕

旧	新
2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 増 田 啓 祐 第2順位 判 事 升 川 智 道	2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 増 田 啓 祐 第2順位 <u>判 事 山 田 兼 司</u>

第3 報告事項

- 1 事件の回付について
別紙第5のとおり
- 2 裁判官の職務代行について
別紙第6のとおり
- 3 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について
別紙第7のとおり
- 4 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について
別紙第8のとおり
- 5 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について
別紙第9のとおり



(別紙第1)

◎名古屋高等裁判所規程第一号(案)

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年六月二十六日

名 古 屋 高 等 裁 判 所

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部を改正する規程

名古屋高等裁判所常置委員会規程(平成四年名古屋高等裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項に次の一号を加える。

五 支部の部の事務を総括する裁判官

附 則

この規程は、令和八年七月一日から施行する。

◎名古屋高等裁判所規程第五号

名古屋高等裁判所事務処理規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第四号）第三条第三項の規定に基づき、名古屋高等裁判所常置委員会規程を次のように定める。

平成四年十二月十八日

名古屋高等裁判所

改正 令和五年六月二十三日名古屋高等裁判所規程第一号

令和八年六月二十六日名古屋高等裁判所規定第一号

名古屋高等裁判所常置委員会規程

第一条 常置委員会の組織及び運営の方法については、この規程の定めるところによる。

第二条 常置委員会は、次に掲げる裁判官をもって組織する。

- 一 長官
- 二 本庁の部の事務を総括する裁判官
- 三 前各号以外の本庁の民事部及び刑事部の裁判官各一人
- 四 支部長
- 五 支部の部の事務を総括する裁判官

2 前項第三号の常置委員は、民事部及び刑事部ごとに、同号所定の裁判官の互選により定め、任期は六箇月とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 長官は、常置委員会の委員長となり、会務を総理する。

第三条 常置委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 常置委員（以下「委員」という。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、委員長は、速やかに常置委員会を招集しなければならない。

第四条 常置委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。

2 常置委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 緊急の事情のため会議を開くことができない場合には、書面又は電磁的記録を用いて意見を聴き、議事を決することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

4 本庁のみに関する事項については、第二条第一項第一号から第三号までの委員で議事を決することができる。

第五条 委員以外の裁判官は、常置委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、常置委員会において適当と認めるときは、その出席を拒み、又は退席させることができる。

2 常置委員会において適当と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第六条 常置委員会の議事については、議事録を作成する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に名古屋高等裁判所事務処理規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第四号）による廃止前の名古屋高等裁判所裁判官会議規程第十条第二項の規定により選定されている委員は、この規程の施行の日において、同規程第二条第二項の規定により選定されたものとみなす。

附 則（令和五年六月二十三日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和八年六月二十六日名古屋高等裁判所規程第一号）
この規程は、令和八年七月一日から施行する。

◎名古屋高等裁判所規程第二号(案)

下級裁判所事務処理規則(昭和二十三年最高裁判所規則第十六号)第二十八条の規定に基づき、名古屋高等裁判所判例委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

令和八年六月二十六日

名古屋高等裁判所

名古屋高等裁判所判例委員会規程を廃止する規程

名古屋高等裁判所判例委員会規程(昭和二十二年十二月二日制定)は令和八年六月二十六日限り廃止する。

◎名古屋高等裁判所規程第三号(案)

下級裁判所事務処理規則(昭和二十三年最高裁判所規則第十六号)第二十八条の規定に基づき、名古屋高等・地方・家庭裁判所広報委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

令和八年六月二十六日

名古屋高等裁判所

名古屋高等・地方・家庭裁判所広報委員会規程を廃止する規程

名古屋高等・地方・家庭裁判所広報委員会規程(平成十七年名古屋高等裁判所規程第一号)は令和八年六月二十六日限り廃止する。

(別紙第4)

令和8年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に
差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び使用法廷、司法
行政事務の代理順序の定め

令和8年	1月	1日施行
令和8年	2月	2日施行
令和8年	3月	18日施行
令和8年	3月	22日施行
令和8年	3月	25日施行
令和8年	3月	27日施行
令和8年	4月	1日施行
令和8年	5月	21日施行
令和8年	7月	1日施行

第1 裁判官の配置

1 本庁

民事第1部	裁判長	判事	新谷晋司
		判事	山本万起子
		判事	加藤員祥
		判事	鈴木基之
		判事	小津亮太
民事第2部	裁判長	判事	吉田尚弘
		判事	飯野里朗
		判事	伏見英
		判事	小林佳那子
民事第3部	裁判長	判事	片田信宏
		判事	加藤靖
		判事	井原史子
		判事	久田淳一
民事第4部	裁判長	判事	原克也
		判事	松井洋
		判事	日比野幹
		判事	宮崎文康
刑事第1部	裁判長	判事	佐々木一夫
		判事	水野将徳
		判事	大村泰平
		判事	石井寛
		判事	松田克之
刑事第2部	裁判長	判事	中山大行
		判事	細野高広

	判 事	西 前 征 志
	判 事	山 田 順 子
特 別 部	裁判長 長 官	手 嶋 あさみ
	判 事	片 田 信 宏
	判 事	吉 田 尚 弘
	判 事	中 山 大 行
	判 事	佐々木 一 夫
	判 事	山 本 万起子
	判 事	細 野 高 広
	判 事	市 原 志 都

2 金沢支部

第1部（民事）	裁判長 判 事	大 野 和 明
	判 事	増 田 啓 祐
	判 事	山 田 兼 司
	判 事	釜 村 健 太
	判 事	藤 原 靖 士
第2部（刑事）	裁判長 判 事	増 田 啓 祐
	判 事	山 田 兼 司
	判 事	釜 村 健 太
	判 事	藤 原 靖 士

第2 裁判事務の分配

1 本庁と金沢支部

- （1）本庁は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、金沢支部が取り扱う事件を除くその余の事件を取り扱う。
- （2）金沢支部は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、福井、金沢及び富山の地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域に属する事件（裁判所法

16条3号、4号の事件、裁判官分限法3条1項の事件及び差し戻された事件を除く。)を取り扱う。

2 本庁

(1) 民事及び行政に関する事件の分配

ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

イ 控訴事件は、

(ア) 一般民事控訴事件

(イ) 労働関係民事控訴事件

(ウ) 行政控訴事件

の各種別ごとに、第一審事件裁判書頁数が40頁未満のもの、40頁以上80頁未満のもの、80頁以上200頁未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。200頁以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法が適用されない事件の場合は、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配し、40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。なお、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）及び親権行使者の指定審判事件のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものに対するもの（以下「親権行使者の指定抗告事件（要緊急処理）」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 親権行使者の指定抗告事件（要緊急処理）

(エ) 行政抗告事件

(オ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法 274 条 3 項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条 4 項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）による改正後の民事訴訟法が適用されない事件の場合は、事件記録の重量が５キログラム未満のものと５キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。なお、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

シ イ及びエの場合において、各部への分配割合は、民事第１部を各５、民事第２部を各６、民事第３部を各６、民事第４部を各６とする。

（２）刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。以下同じ。）の分配

ア 控訴事件は、別に定めるものを除き、事件記録の重量が１０キログラム未満のもの、１０キログラム以上２５キログラム未満のもの、２５キログラム以上５０キログラム未満のもの及び５０キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

イ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により裁判員の関与した事件

に対する控訴事件は、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

ウ 刑事訴訟法419条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

なお、

に
受け付けた事件は刑事第2部に、
に受け付けた事件は刑事第1部に分配する。

エ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に係る抗告事件（民事訴訟手続に移行後の同手続に関するものを除く。）は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

カ 少年法32条の抗告事件及び抗告受理申立事件は、その種別ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、同一少年に係る抗告事件と抗告受理申立事件が係属した場合には、先に受理した事件の分配を受けた部に後に係属することとなった事件を分配する。

なお、
に受け付けた事件は刑事第2部に、
に受け付けた事件は刑事第1部に分配する。

キ 刑事訴訟法428条2項の異議申立事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

なお、4の(1)の定めにより、金沢支部から回付された事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

ク 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

コ 刑事部の裁判官又は書記官に関する忌避及び回避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部以外の刑事部に分配する。

サ 刑事に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配し、当該法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部以外の刑事部に分配する。

なお、

受け付けた事件は刑事第2部に、

に受け付けた事件は刑事第1部に分配する。

シ 刑事訴訟法第二編第三章第五節又は第七編第一章で定める拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者、罰金の実刑の裁判の告知を受けた被告人又は罰金の実刑の裁判が確定した者に対する出国禁止命令に関する事件、一時出国の許可の請求に関する事件、出国制限違反による勾留、保釈取消し、勾留執行停止の取消しに関する事件及び拘置に関する事件並びにこれらの事件に付随する処分に関する事件は、刑事部及び民事部に所属する裁判官の協議により定めるところに従って取り扱う。

ス その他の事件については、本案事件に関連するものは、本案事件の係属し、又は終局した部に分配し、それ以外のものは、受付順に従い、刑

事各部に順次分配する。

(3) 裁判所法 16 条 4 号の事件及び裁判官分限法 3 条 1 項の事件は、特別部において取り扱う。

(4) 事件の分配を受けるべき部の裁判官に除斥原因があるため、合議体を構成することができないとき（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいるため、合議体を構成することができないときを含む。）は、当該事件は、その妨げのない次順位の部に分配する。この場合においては、後者が直近に受けるべき同一の種別、区分に属する事件を前者に分配する。

(5) 事件が部に分配された後に、当該部の裁判官に除斥原因が生じ、又は除斥事由のあることが判明したため、合議体を構成することができない場合（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいることが判明したため、合議体を構成することができない場合を含む。）において、当該部において当該事件を処理することが相当でないと認めるときは、民事又は刑事各部間の協議により、当該事件を他の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4) の後段を準用する。

(6) 部を異にして分配された数個の事件が相互に関連するため、当該事件を併せて審理することが相当であると認めるときは、関係部間の協議により、当該事件を一の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4) の後段を準用する。

(7) 各部の前年度未済事件は、当該部において引き続き取り扱う。

(8) 新受事件は、前年度に引き続き分配し、年度更新をしない。

3 金沢支部

(1) 民事及び行政に関する事件は、第 1 部に分配する。

(2) 家事事件手続法 274 条 3 項により事件を調停に付した上、自ら処理す

ることとした家事調停事件については、第1部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

(3) 刑事に関する事件は、第2部に分配する。

(4) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件については、民事及び行政に関する事件について生じたものは第1部に、刑事に関する事件について生じたものは第2部に分配する。

(5) 高等裁判所の決定に対する異議申立事件は、当該決定をした部以外の部に分配する。

(6) 除斥、忌避及び回避の申立事件については、第1部の裁判官又は書記官に関するものは第2部に、第2部の裁判官又は書記官に関するものは第1部に分配する。

4 その他

(1) 金沢支部において事件の分配を受けた部が合議体を構成することができないときは、長官は、当該事件を本庁に回付することができる。

(2) 1から3までの定めにより本庁と金沢支部の各部に分配された事件を当該部において取り扱うことが相当でないと認めるときは、長官は、当該事件を回付し、又は他の部に分配替えすることができる。本庁各部相互間において事件の分配替えをした場合においては、2の(4)の後段を準用する。

第3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序

1 本庁

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。ただし、特別の理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。

(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときの代理順序は、次のとおりとし、代理す

る部において代理する裁判官（裁判長を除く。）を定める。ただし、特別な理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。

差し支えがある部	代理順序 1	代理順序 2	代理順序 3	代理順序 4	代理順序 5
民事第 1 部	民事第 2 部	民事第 4 部	民事第 3 部	刑事第 1 部	刑事第 2 部
民事第 2 部	民事第 1 部	民事第 3 部	民事第 4 部	刑事第 2 部	刑事第 1 部
民事第 3 部	民事第 4 部	民事第 2 部	民事第 1 部	刑事第 1 部	刑事第 2 部
民事第 4 部	民事第 3 部	民事第 1 部	民事第 2 部	刑事第 2 部	刑事第 1 部
刑事第 1 部	刑事第 2 部	民事第 1 部	民事第 3 部	民事第 4 部	民事第 2 部
刑事第 2 部	刑事第 1 部	民事第 2 部	民事第 4 部	民事第 3 部	民事第 1 部

(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。ただし、代理する部において差し支えがあるとき及び特別な理由があるときは、長官が指定する部において代理する。

差し支えがある部	代理する部
民事第 1 部	民事第 2 部
民事第 2 部	民事第 1 部
民事第 3 部	民事第 4 部
民事第 4 部	民事第 3 部
刑事第 1 部	刑事第 2 部
刑事第 2 部	刑事第 1 部

- (4) 自然災害発生時等の緊急時においては、(1) から (3) の定めにかかわらず、長官が指名する裁判官が代理することができる。

2 金沢支部

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部に属する他の裁判官又は他の部の裁判長のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。
- (2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。
- (3) 裁判長又は裁判官に差し支えがあり、(1) 及び (2) の定めによることができない特別の事情があるときは、長官が指名する本庁又は支部の裁判官が代理する。

第4 開廷日割及び使用法廷

1 本庁

- (1) 民事及び刑事各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使 用 法 廷
民事第1部	月、水、金	1001号法廷、1006号法廷
民事第2部	月、火、木	1001号法廷、1006号法廷
民事第3部	月、火、木	1004号法廷、1005号法廷
民事第4部	月、水、金	1004号法廷、1005号法廷
刑事第1部	火、木、金(第2、4)	1002号法廷
	金(第1、3、5)	1003号法廷
刑事第2部	月、水、金(第1、3、5)	1002号法廷
	金(第2、4)	1003号法廷

- (2) 特別部は、随時、適宜の法廷において開廷する。

2 金沢支部

各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使用法廷
第1部（民事）	月、水、金（午後） 月、火、水、木、金	201号法廷 304号法廷
第2部（刑事）	火、木、金（午前）	201号法廷

第5 司法行政事務の代理順序

1 長官に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 片 田 信 宏

第2順位 判 事 中 山 大 行

2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 増 田 啓 祐

第2順位 判 事 山 田 兼 司

3 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が第1に掲げる順序により代理する。

(別紙第5)

回付事件一覧

決定日	係属庁	事件名等	回付先
令和8年1月19日	金沢支部第1部	被告人[REDACTED]に係る保釈請求却下決定に対する異議申立事件(当庁金沢支部[REDACTED])	本庁 刑事第2部
令和8年3月23日	金沢支部第1部	被告人[REDACTED]に係る保釈請求却下決定に対する異議申立事件(当庁金沢支部[REDACTED])	本庁 刑事第1部

(別紙第6)

職務代行一覧

命・免	免 令 日	職 務 代 行 庁	新 官	職 現 官	職 氏 名	職務代行期間		免令庁
						始期	終期	
命	R8.1.1	富山家高岡支判事		名古屋高金沢支判事・金沢簡裁判事	藤原靖士	R8.1.1	R8.3.31	高裁
命	R8.3.16	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	小川貴紀	R8.3.16	R8.4.24	高裁
命	R8.3.16	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	岩田澄江	R8.3.16	R8.4.24	高裁
命	R8.3.16	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	西脇真由子	R8.3.16	R8.4.24	高裁
命	R8.4.1	富山家地高岡支判事補・富山簡裁判事・高岡簡名古屋地判事		金沢地家判事補・金沢簡裁判事	金井優憲	R8.4.1	当面の間	高裁
免	R5.9.1	名古屋地判事		名古屋高判事・名古屋簡裁判事	久田淳一	—	R8.3.31	高裁
免	R7.10.16	富山地高岡支判事補		金沢地家判事補・金沢簡裁判事	藤本思帆音	—	R8.3.31	高裁
免	R7.10.16	富山地高岡支判事		金沢地家判事(部総括)・金沢簡裁判事	伊藤大介	—	R8.3.31	高裁
命	R8.6.22	名古屋家判事		名古屋高判事・名古屋簡裁判事	鈴木基之	R8.6.22	当面の間	高裁

各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

新						旧					
次明宏哉弘 勇和信俊尚 部野田田田 渡大片松吉 会官事事事 員長判判判 例員同同同 2委委同同同						次明宏哉弘 勇和信俊尚 部野田田田 渡大片松吉 会官事事事 員長判判判 例員同同同 2委委同同同					
司也夫洋広都康 晋克一 高志文 谷木井野原崎 新原佐々木細市宮 事事事事事 判判判判判 判判判判判 事 同同同同同						司也夫洋広都康 晋克一 高志文 谷木井野原崎 新原佐々木細市宮 事事事事事 判判判判判 判判判判判 事 同同同同同					

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

[illegible]

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

4 令和8年3月25日から、次のとおり変更した。

[illegible]

5 令和8年3月27日から、次のとおり変更した。

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

新	旧
(金沢支部) 明宏弘司也行夫洋広都康 あさ(事務局長) 和信尚晋克大一高志文 嶋野田山谷山木井野原崎 手大片吉新原中佐松細市宮々 会官事事事事事事事事 委員長判判判判判判判判 例員長判判判判判判判判 判員判判判判判判判判 2委同同同同同同同幹同同	(金沢支部) 明宏弘司也行夫洋広都康 (事務局長) 和信尚晋克大一高志文 野田田谷山木井野原崎 大片吉新原中佐松細市宮々 会事事事事事事事事事 委員長判判判判判判判判 例員長判判判判判判判判 判員判判判判判判判判 2委同同同同同同同幹同同

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

[illegible]

(別紙第8)

裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

事務職・書記職幹部職員等一高裁任命権、参考：最高裁発令事項等

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
令和8.4.1	谷口 弘城	名古屋地方裁判所裁判所書記官(刑事首席書記官)	名古屋家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)	最高裁発令事項
令和8.4.1	後藤 一章	最高裁判所裁判所書記官(上席書記官)	名古屋地方裁判所裁判所書記官(刑事首席書記官)	最高裁発令事項
令和8.4.1	中井 啓至	岐阜地方裁判所裁判所事務官(事務局長)	最高裁判所裁判所事務官(事務総局デジタル審議官付参事官)	最高裁発令事項 岐阜家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)併任解除(最高裁発令事項)
令和8.4.1	永井 年典	津地方裁判所裁判所事務官(事務局長)	岐阜地方裁判所裁判所事務官(事務局長)	最高裁発令事項 岐阜家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)併任(最高裁発令事項) 津家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)併任解除(最高裁発令事項)
令和8.4.1	宮崎 真人	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局総括企画官)	津地方裁判所裁判所事務官(事務局長)	最高裁発令事項 津家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)併任(最高裁発令事項) 名古屋高等裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任解除(最高裁発令事項)
令和8.4.1	中島 啓祐	名古屋家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局総括企画官)	名古屋高等裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁発令事項)
令和8.4.1	杉本 朝生	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	名古屋家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁発令事項
令和8.4.1	森 芳郎	福岡地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁発令事項 福岡家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任解除(最高裁発令事項)

令和8.4.1	野呂 昌子		福岡地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁免令事項 福岡家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁免令事項)
令和8.4.1	山田 亮祐	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁裁判所書記官(上席書記官)	最高裁免令事項
令和8.4.1	鈴木 誠		名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁免令事項
令和8.4.1	中澤 強	名古屋地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局会計課長)	
令和8.4.1	丹羽 賢一	津地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁免令事項 津家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任解除(最高裁免令事項)
令和8.4.1	山田 裕平	津家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)	津地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁免令事項 津家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁免令事項) 津地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任解除(最高裁免令事項)
令和8.4.1	福田 真		津家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁免令事項 津地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁免令事項)
令和8.4.1	大林 克典	名古屋高等裁判所裁判所書記官(次席書記官)	津地方裁判所裁判所書記官(首席書記官)	最高裁免令事項
令和8.4.1	伊東 亨	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	名古屋高等裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁免令事項
令和8.4.1	川岸 哲成	金沢地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁免令事項 金沢家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任解除(最高裁免令事項)
令和8.4.1	新谷 秀次		金沢地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁免令事項 金沢家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁免令事項)
令和8.4.1	高橋 光彦	福岡地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	岐阜地方裁判所裁判所書記官(首席書記官)	最高裁免令事項 福岡家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任解除(最高裁免令事項)
令和8.4.1	鈴木 康人	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局総務課長)	福岡地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁免令事項 福岡家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁免令事項)
令和8.4.1	沖本 聡子	名古屋地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局総務課長)	
令和8.4.1	坂下 詩織	岐阜地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁免令事項 岐阜家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任解除(最高裁免令事項)
令和8.4.1	足羽 龍太郎		岐阜地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁免令事項 岐阜家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁免令事項)

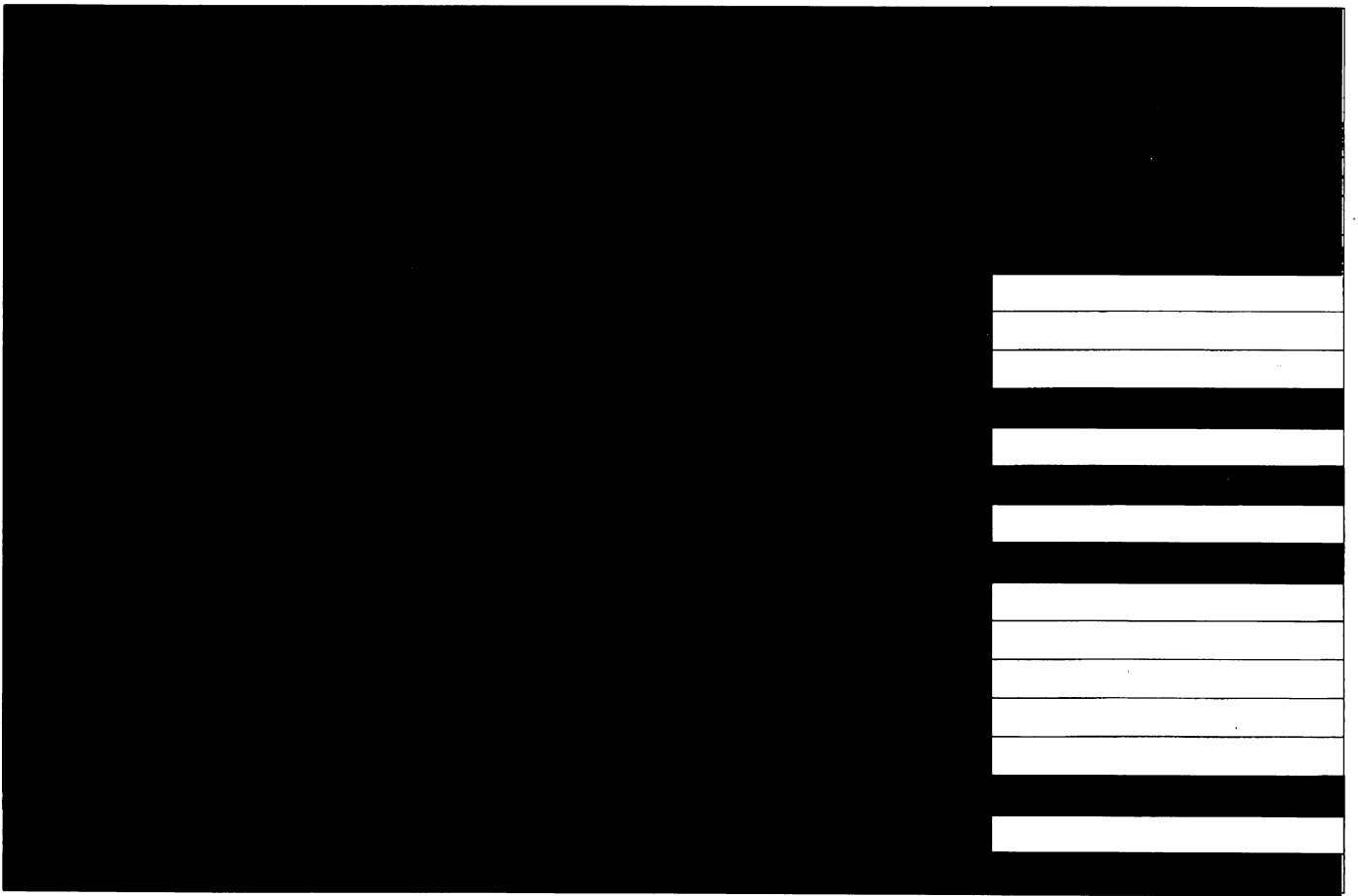
令和8.4.1	桐山 剛		津地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁発令事項 津家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁発令事項)
令和8.4.1	福岡 伸治郎		福井地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁発令事項 福井家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁発令事項) 福井地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁発令事項) 福井家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁発令事項)
令和8.4.1	堀江 巨樹		福井家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁発令事項 福井地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁発令事項)
令和8.4.1	高瀬 将文		金沢家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁発令事項 金沢地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁発令事項)
令和8.4.1	大場 淑江	金沢地方裁判所裁判所書記官(民事首席書記官)	金沢地方裁判所裁判所書記官(首席書記官)	最高裁発令事項 金沢地方裁判所裁判所書記官(刑事首席書記官)併任(当然終了)(最高裁発令事項)
令和8.4.1	七浦 昌子		金沢家庭裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁発令事項 金沢地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)併任(最高裁発令事項)
令和8.4.1	安達 寛和	金沢地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	金沢地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	

[illegible]

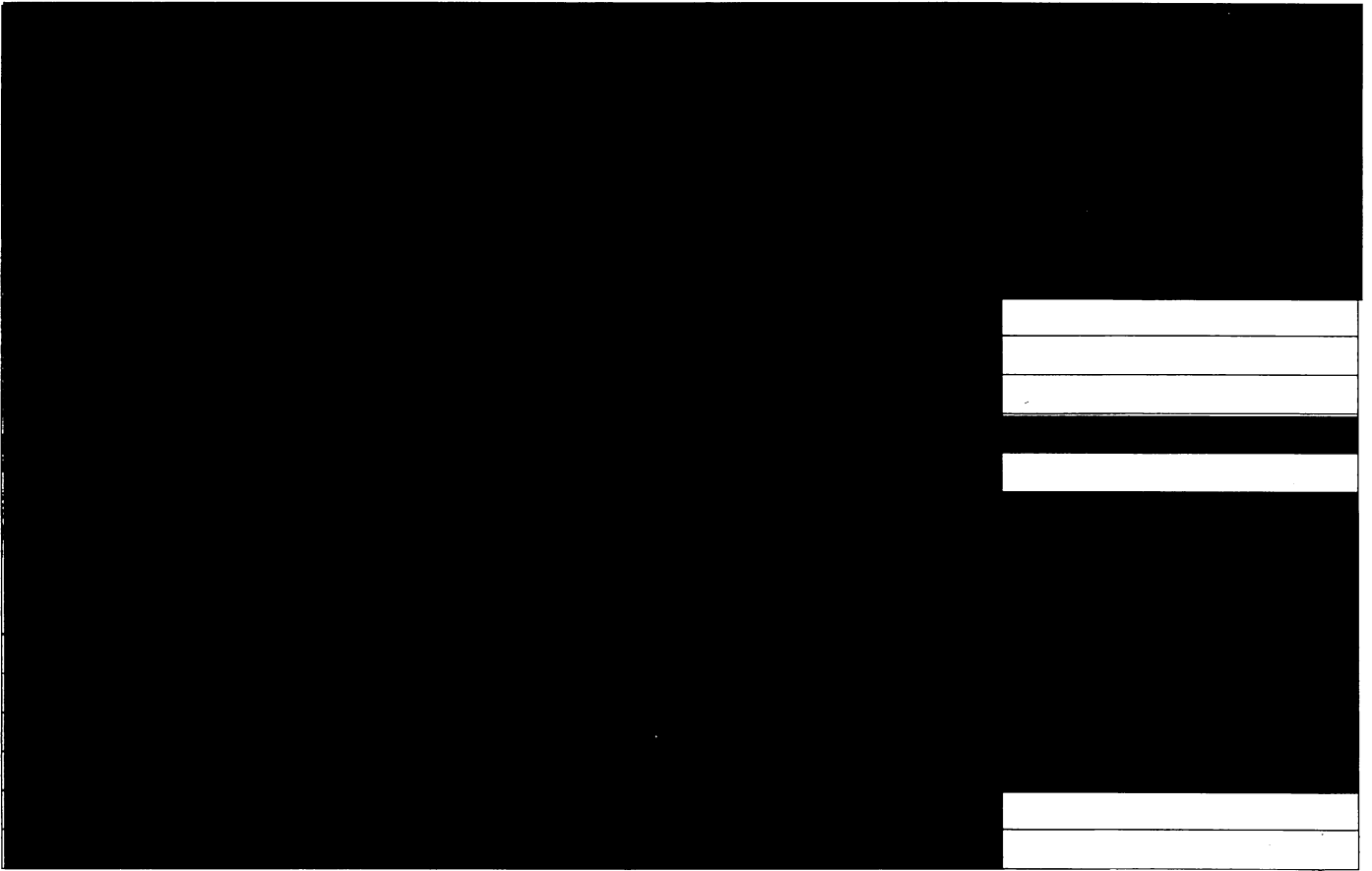
[illegible]

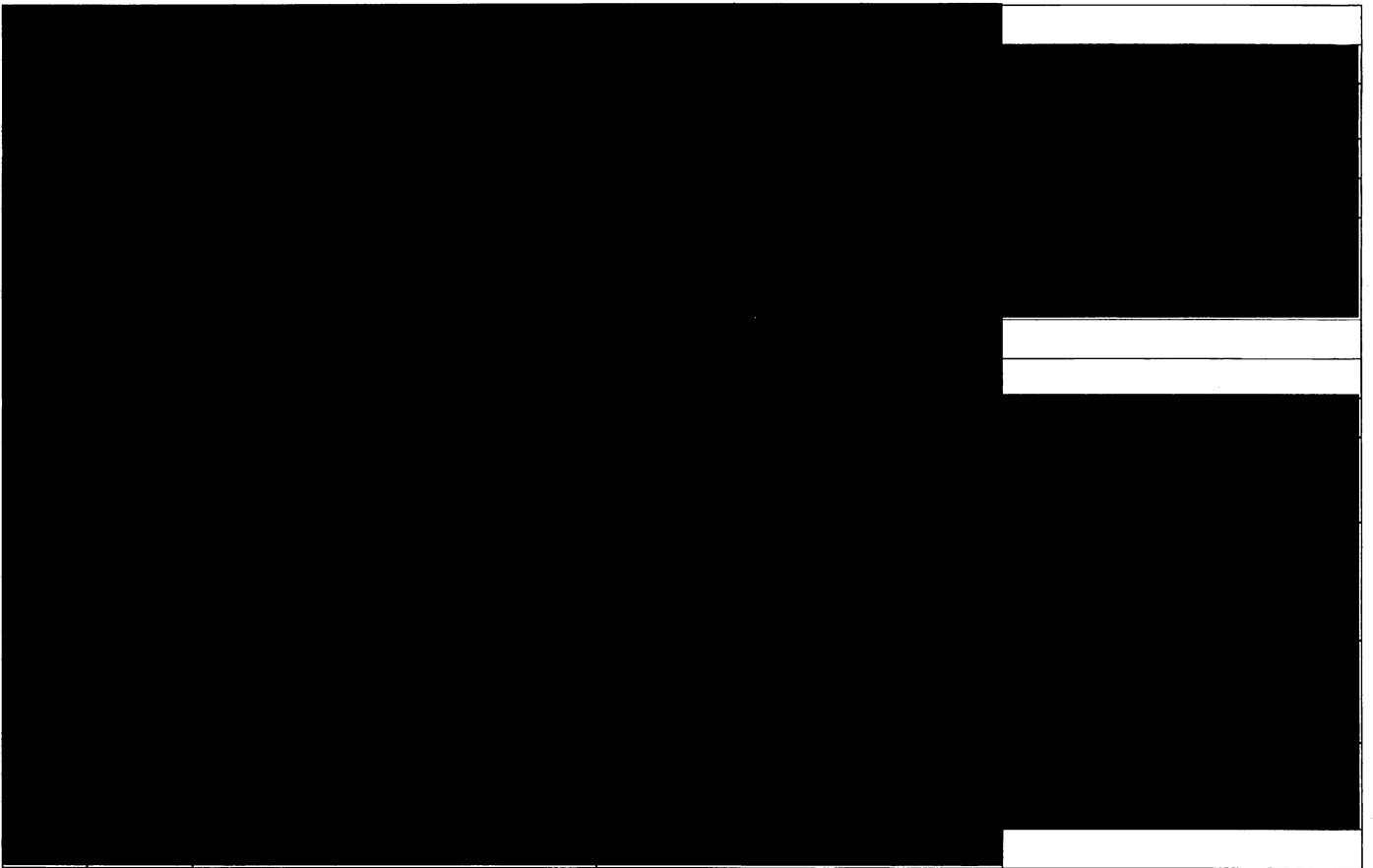


--



DATE	DESCRIPTION	AMOUNT
1/1/20	Balance	100.00
1/15/20	Payment	50.00
2/1/20	Interest	5.00
2/15/20	Payment	55.00
3/1/20	Interest	5.50
3/15/20	Payment	60.50
4/1/20	Interest	6.10
4/15/20	Payment	66.60
5/1/20	Interest	7.33
5/15/20	Payment	73.93
6/1/20	Interest	8.67
6/15/20	Payment	82.60
7/1/20	Interest	10.10
7/15/20	Payment	92.70
8/1/20	Interest	11.73
8/15/20	Payment	104.43
9/1/20	Interest	13.57
9/15/20	Payment	118.00
10/1/20	Interest	15.60
10/15/20	Payment	133.60
11/1/20	Interest	17.83
11/15/20	Payment	151.43
12/1/20	Interest	20.27
12/15/20	Payment	171.70
1/1/21	Interest	22.93
1/15/21	Payment	194.63
2/1/21	Interest	25.80
2/15/21	Payment	220.43
3/1/21	Interest	28.90
3/15/21	Payment	249.33
4/1/21	Interest	32.23
4/15/21	Payment	281.56
5/1/21	Interest	35.80
5/15/21	Payment	317.36
6/1/21	Interest	39.60
6/15/21	Payment	356.96
7/1/21	Interest	43.63
7/15/21	Payment	400.59
8/1/21	Interest	47.90
8/15/21	Payment	448.49
9/1/21	Interest	52.40
9/15/21	Payment	500.89
10/1/21	Interest	57.13
10/15/21	Payment	558.02
11/1/21	Interest	62.10
11/15/21	Payment	620.12
12/1/21	Interest	67.33
12/15/21	Payment	687.45
1/1/22	Interest	73.80
1/15/22	Payment	761.25
2/1/22	Interest	80.53
2/15/22	Payment	841.78
3/1/22	Interest	88.53
3/15/22	Payment	930.31
4/1/22	Interest	96.80
4/15/22	Payment	1027.11
5/1/22	Interest	105.33
5/15/22	Payment	1132.44
6/1/22	Interest	115.10
6/15/22	Payment	1247.54
7/1/22	Interest	125.13
7/15/22	Payment	1372.67
8/1/22	Interest	135.40
8/15/22	Payment	1507.87
9/1/22	Interest	145.90
9/15/22	Payment	1653.27
10/1/22	Interest	156.63
10/15/22	Payment	1808.90
11/1/22	Interest	167.60
11/15/22	Payment	1975.50
12/1/22	Interest	178.83
12/15/22	Payment	2154.33
1/1/23	Interest	190.33
1/15/23	Payment	2345.66
2/1/23	Interest	202.10
2/15/23	Payment	2549.76
3/1/23	Interest	214.13
3/15/23	Payment	2767.89
4/1/23	Interest	226.40
4/15/23	Payment	2999.29
5/1/23	Interest	238.90
5/15/23	Payment	3243.89
6/1/23	Interest	251.63
6/15/23	Payment	3502.52
7/1/23	Interest	264.60
7/15/23	Payment	3775.12
8/1/23	Interest	277.83
8/15/23	Payment	4061.95
9/1/23	Interest	291.33
9/15/23	Payment	4363.28
10/1/23	Interest	305.10
10/15/23	Payment	4678.98
11/1/23	Interest	319.13
11/15/23	Payment	5009.11
12/1/23	Interest	333.40
12/15/23	Payment	5353.51
1/1/24	Interest	347.90
1/15/24	Payment	5712.41
2/1/24	Interest	362.63
2/15/24	Payment	6085.04
3/1/24	Interest	377.60
3/15/24	Payment	6472.64
4/1/24	Interest	392.83
4/15/24	Payment	6875.47
5/1/24	Interest	408.33
5/15/24	Payment	7293.80
6/1/24	Interest	424.10
6/15/24	Payment	7727.90
7/1/24	Interest	440.13
7/15/24	Payment	8178.03
8/1/24	Interest	456.40
8/15/24	Payment	8644.43
9/1/24	Interest	472.90
9/15/24	Payment	9127.33
10/1/24	Interest	489.63
10/15/24	Payment	9626.96
11/1/24	Interest	506.60
11/15/24	Payment	10143.56
12/1/24	Interest	523.83
12/15/24	Payment	10677.39
1/1/25	Interest	541.33
1/15/25	Payment	11228.72
2/1/25	Interest	559.10
2/15/25	Payment	11797.82
3/1/25	Interest	577.13
3/15/25	Payment	12384.95
4/1/25	Interest	595.40
4/15/25	Payment	12990.35
5/1/25	Interest	613.90
5/15/25	Payment	13614.25
6/1/25	Interest	632.63
6/15/25	Payment	14256.88
7/1/25	Interest	651.60
7/15/25	Payment	14918.48
8/1/25	Interest	670.83
8/15/25	Payment	15599.31
9/1/25	Interest	690.33
9/15/25	Payment	16299.64
10/1/25	Interest	710.10
10/15/25	Payment	17019.74
11/1/25	Interest	730.13
11/15/25	Payment	17759.87
12/1/25	Interest	750.40
12/15/25	Payment	18519.27
1/1/26	Interest	770.90
1/15/26	Payment	19298.17
2/1/26	Interest	791.63
2/15/26	Payment	20096.54
3/1/26	Interest	812.60
3/15/26	Payment	20914.14
4/1/26	Interest	833.83
4/15/26	Payment	21751.97
5/1/26	Interest	855.33
5/15/26	Payment	22609.30
6/1/26	Interest	877.10
6/15/26	Payment	23486.40
7/1/26	Interest	899.13
7/15/26	Payment	24383.53
8/1/26	Interest	921.40
8/15/26	Payment	25299.93
9/1/26	Interest	943.90
9/15/26	Payment	26235.83
10/1/26	Interest	966.63
10/15/26	Payment	27191.46
11/1/26	Interest	989.60
11/15/26	Payment	28166.06
12/1/26	Interest	1012.83
12/15/26	Payment	29159.89
1/1/27	Interest	1036.33
1/15/27	Payment	30173.22
2/1/27	Interest	1060.10
2/15/27	Payment	31205.32
3/1/27	Interest	1084.13
3/15/27	Payment	32256.45
4/1/27	Interest	1108.40
4/15/27	Payment	33326.85
5/1/27	Interest	1132.90
5/15/27	Payment	34416.75
6/1/27	Interest	1157.63
6/15/27	Payment	35526.38
7/1/27	Interest	1182.60
7/15/27	Payment	36655.98
8/1/27	Interest	1207.83
8/15/27	Payment	37805.81
9/1/27	Interest	1233.33
9/15/27	Payment	38976.14
10/1/27	Interest	1259.10
10/15/27	Payment	40167.24
11/1/27	Interest	1285.13
11/15/27	Payment	41379.37
12/1/27	Interest	1311.40
12/15/27	Payment	42612.77
1/1/28	Interest	1337.90
1/15/28	Payment	43867.67
2/1/28	Interest	1364.63
2/15/28	Payment	45143.30
3/1/28	Interest	1391.60
3/15/28	Payment	46439.90
4/1/28	Interest	1418.83
4/15/28	Payment	47757.73
5/1/28	Interest	1446.33
5/15/28	Payment	49096.06
6/1/28	Interest	1474.10
6/15/28	Payment	50455.16
7/1/28	Interest	1502.13
7/15/28	Payment	51835.29
8/1/28	Interest	1530.40
8/15/28	Payment	53236.69
9/1/28	Interest	1558.90
9/15/28	Payment	54659.59
10/1/28	Interest	1587.63
10/15/28	Payment	56103.22
11/1/28	Interest	1616.60
11/15/28	Payment	57567.82
12/1/28	Interest	1645.83
12/15/28	Payment	59053.65
1/1/29	Interest	1675.33
1/15/29	Payment	60560.98
2/1/29	Interest	1705.10
2/15/29	Payment	62089.08
3/1/29	Interest	1735.13
3/15/29	Payment	63638.21
4/1/29	Interest	1765.40
4/15/29	Payment	65208.61
5/1/29	Interest	1795.90
5/15/29	Payment	66799.51
6/1/29	Interest	1826.63
6/15/29	Payment	68411.14
7/1/29	Interest	1857.60
7/15/29	Payment	70043.74
8/1/29	Interest	1888.83
8/15/29	Payment	71697.57
9/1/29	Interest	1920.33
9/15/29	Payment	73372.90
10/1/29	Interest	1952.10
10/15/29	Payment	75069.00
11/1/29	Interest	1984.13
11/15/29	Payment	76786.13
12/1/29	Interest	2016.40
12/15/29	Payment	78524.53
1/1/30	Interest	2048.90
1/15/30	Payment	80284.43
2/1/30	Interest	2081.63
2/15/30	Payment	82066.06
3/1/30	Interest	2114.60
3/15/30	Payment	83869.66
4/1/30	Interest	2147.83
4/15/30	Payment	85694.49
5/1/30	Interest	2181.33
5/15/30	Payment	87540.82
6/1/30	Interest	2215.10
6/15/30	Payment	89408.92
7/1/30	Interest	2249.13
7/15/30	Payment	91298.05
8/1/30	Interest	2283.40
8/15/30	Payment	93209.45
9/1/30	Interest	2317.90
9/15/30	Payment	95142.35
10/1/30	Interest	2352.63
10/15/30	Payment	97096.98
11/1/30	Interest	2387.60
11/15/30	Payment	99073.58
12/1/30	Interest	2422.83
12/15/30	Payment	101071.41
1/1/31	Interest	2458.33
1/15/31	Payment	103090.74
2/1/31	Interest	2494.10
2/15/31	Payment	105131.84
3/1/31	Interest	2530.13
3/15/31	Payment	107194.97
4/1/31	Interest	2566.40
4/15/31	Payment	109279.37
5/1/31	Interest	2602.90
5/15/31	Payment	111385.27
6/1/31	Interest	2639.63
6/15/31	Payment	113512.90
7/1/31	Interest	2676.60
7/15/31	Payment	115662.50
8/1/31	Interest	2713.83
8/15/31	Payment	117834.33
9/1/31	Interest	2751.33
9/15/31	Payment	120027.66
10/1/31	Interest	2789.10
10/15/31	Payment	122242.76
11/1/31	Interest	2827.13
11/15/31	Payment	124479.89
12/1/31	Interest	2865.40
12/15/31	Payment	126738.29
1/1/32	Interest	2903.90
1/15/32	Payment	129018.19
2/1/32	Interest	2942.63
2/15/32	Payment	131319.82
3/1/32	Interest	2981.60
3/15/32	Payment	133643.42
4/1/32	Interest	3020.83
4/15/32	Payment	135989.25
5/1/32	Interest	3060.33
5/15/32	Payment	138356.58
6/1/32	Interest	3100.10
6/15/32	Payment	140745.68
7/1/32	Interest	3140.13
7/15/32	Payment	143156.81
8/1/32	Interest	3180.40
8/15/32	Payment	145589.21
9/1/32	Interest	3220.90
9/15/32	Payment	148042.11
10/1/32	Interest	3261.63
10/15/32	Payment	150515.74
11/1/32	Interest	3302.60
11/15/32	Payment	153010.34
12/1/32	Interest	3343.83
12/15/32	Payment	155526.17
1/1/33	Interest	3385.33
1/15/33	Payment	158063.50
2/1/33	Interest	3427.10
2/15/33	Payment	160622.60
3/1/33	Interest	3469.13
3/15/33	Payment	163203.73
4/1/33	Interest	3511.40
4/15/33	Payment	165806.13
5/1/33	Interest	3553.90
5/15/33	Payment	168430.03
6/1/33	Interest	3596.63
6/15/33	Payment	171076.66
7/1/33	Interest	3639.60
7/15/33	Payment	173745.26
8/1/33	Interest	3682.83
8/15/33	Payment	176436.09
9/1/33	Interest	3726.33
9/15/33	Payment	179149.42
10/1/33	Interest	3770.10
10/15/33	Payment	181884.52
11/1/33	Interest	3814.13
11/15/33	Payment	184641.65
12/1/33	Interest	3858.40
12/15/33	Payment	187420.05
1/1/34	Interest	3902.90
1/15/34	Payment	190220.95
2/1/34	Interest	3947.63
2/15/34	Payment	193044.58
3/1/34	Interest	3992.60
3/15/34	Payment	195891.18
4/1/34	Interest	4037.83
4/15/34	Payment	198760.01
5/1/34	Interest	4083.33
5/15/34	Payment	201651.34
6/1/34	Interest	4129.10
6/15/34	Payment	204565.44
7/1/34	Interest	4175.13
7/15/34	Payment	207502.57
8/1/34	Interest	4221.40
8/15/34	Payment	210462.97
9/1/34	Interest	4267.90
9/15/34	Payment	213445.87
10/1/34	Interest	4314.63
10/15/34	Payment	216451.50
11/1/34	Interest	4361.60
11/15/34	Payment	219479.10
12/1/34	Interest	4408.83
12/15/34	Payment	222528.93
1/1/35	Interest	4456.33
1/15/35	Payment	225599.26
2/1/35	Interest	4504.10
2/15/35	Payment	228691.36
3/1/35	Interest	45





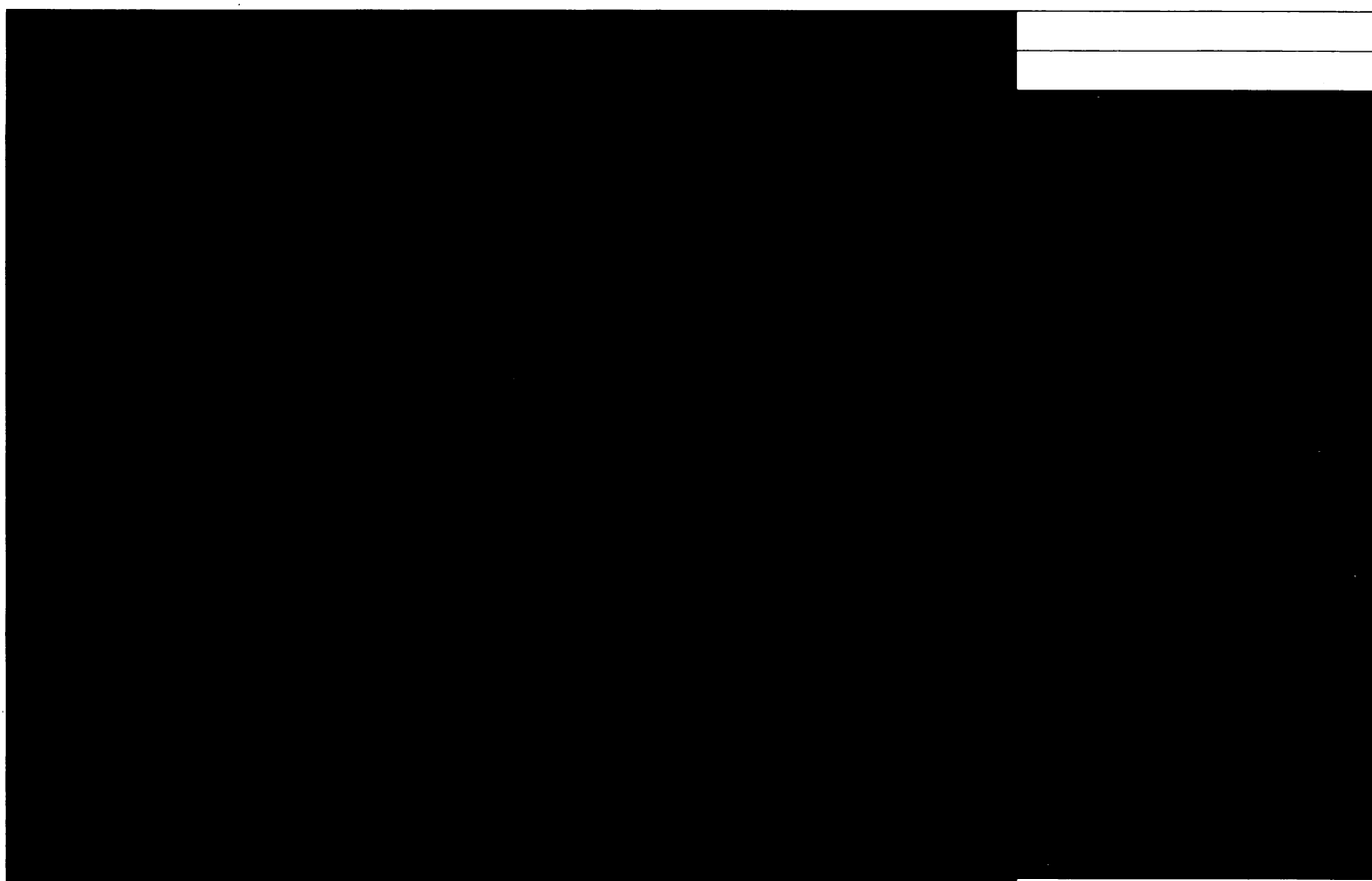


調査職(首席家庭裁判官、主判官)一高裁任命権・参考:最高裁発令事項等				新所属・官職		備考
発令日	氏名	旧所属・官職				
令和8.4.1	松井 由紀子	神戸家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)	福井家庭裁判所家庭裁判所調査官(首席家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	吉武 竜一	名古屋家庭裁判所家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)	奈良家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	梅田 岳史		名古屋家庭裁判所家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	池田 美穂子	津家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)	大阪家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	池田 博光	名古屋家庭裁判所岡崎支部家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)	津家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	片桐 敬久		名古屋家庭裁判所岡崎支部家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	鳥居 貴美子	名古屋家庭裁判所家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)	大阪家庭裁判所家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	横本 正弘	富山家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)	名古屋家庭裁判所家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	神林 桂子	静岡家庭裁判所沼津支部家庭裁判所調査官(総括主任家庭裁判所調査官)	富山家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項	
令和8.4.1	浦川 忠久	金沢家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)	横浜家庭裁判所家庭裁判所調査官(次席家庭裁判所調査官)		最高裁発令事項 名古屋高等裁判所金沢支部家庭裁判所調査官併任解除	

[illegible]

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考



(別紙第9)

裁判官以外の裁判所職員の昇格等について

1

[illegible]

[illegible]

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

[illegible]

修給支	月給額	住所	現在		退職後		備考
			可償	費	可償	職名	

簡給役	昇格経	氏名	現在		異動・任命後		備考
			所属庁	職名	所属庁	職名	

[illegible]

